

市役所の電話番号は…… 零九三二一一一一

歴史講座

「長岡京」アンケート

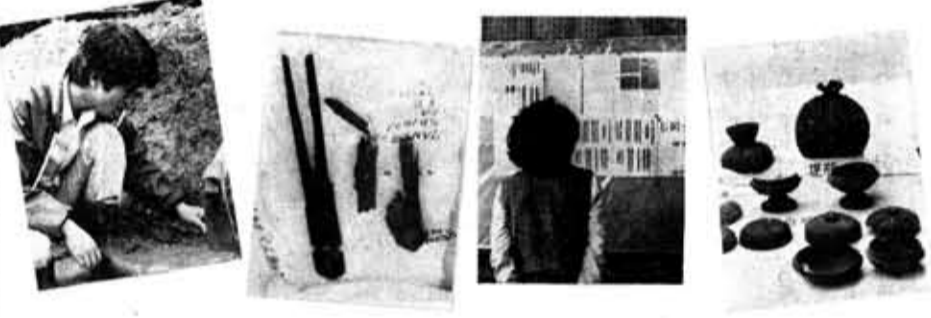


千古の都「長岡京」が向日市にあったのをあなたは知っていますか。
市教育委員会では、三月下旬市民会館において開いた「埋蔵文化財展・考古学講座」の席上調査結果はつぎのとおりです。



アンケート調査の概要

調査対象	300人	[問2] 現在、長岡京の「大極殿」が史跡公園として保存されているのを知っていますか。	1 知っている	92人	
回答者	105人		2 知らない	12人	
回答率	35%		3 その他	1人	
<年齢別>	20歳以下 24人	[問2-1] また「大極殿公園」に行ったことがありますか。	1 行ったことがある	68人	
20歳代	8人		2 行ったことがない	32人	
40歳代	18人		3 その他	5人	
60歳以上	22人		[問3] 発掘調査が行われた際、現地説明会を催しているのを知っていますか。	1 知っている	60人
<職業別>	勤め人 36人		2 知らない	44人	
学生	26人		3 その他	1人	
主婦	9人				
不明	4人				



あなたは、「はかり」にはこのマークが
あなたがいづれも買物されるお店の「はかり」にはつぎのようなマークがついていますか。
「計量法」によると、業務用(取引または証明用)に使用する「はかり」は、毎年、検査を受けることが義務づけられています。市でも、先月二十四日(二十六日までの三日間、京都府計量検査所による検査が行われました。検査に合格した「はかり」には上図のような合格証がはられています。お買物は適正な「はかり」のあるお店で。

ご存じですかこんな制度

住民票の出前制度

あなたは、住民票謄抄本の「出前制度」をご存じですか。
これは、会社勤め・共働きなどで、どうしても役所に手続きをしにこられない方たちのために、市内三か所に住民票の交付取次所を設け、お勤めの行き帰りに、また電話で頼んでおくだけで住民票の謄抄本があなたのお近くの取次所へ交付されます。

◆請求手続は
▽取次所へ直接請求の場合
受付・交付：取次所開店時間中
平日午前10時までの申請分は当日交付(それ以降は翌日交付)
▽市民課へ電話請求の場合
受付：市役所報務時間中
交付：平日午後2時30分までの申請分は当日交付、土曜日は午前9時30分までの申請分は当日交付(それ以降は翌日交付)
※なお、休日には請求ができません。また戸籍謄抄本・印鑑証明、その他の諸証明は請求できません。
◆取次所は
国鉄向日町駅前(西川時計店)
阪急向日駅前(かどや手芸品)
阪急西向日駅前(山口たばこ店)

こんなまちに

◇市民憲章に「すぐれた教育と文化を育てよう」というのがあります。
◇私の生活は学校がほとんどなので学校中心に考えてみたいと思います。
◇学校の教材備品をもっと整備して学習に不自由さを感じさせないようにしてほしい。
◇市内のあき地を利用して児童公園をもっとふやしていることです。

すぐれた教育と文化のまち
向陽小
子悦が自由には、私たちが井願できるような青少年文化センター
また長岡京遺跡から出た遺物を展示する歴史資料館などつくったらどうでしょう。
◇以上が私の思っていることです。

くらしの情報

訪問販売について

昭和51年12月から「訪問販売等に関する法律」が施行され、不当な販売に対する取締りが行われるようになり、はや二年が経過しました。
しかし、依然として訪問販売によるトラブルはいろいろにあつとを絶ちません。強引な販売や不良商品等、業者側はまだまだ問題があります。と同時に、消費者側にも「あとで考えたら必要ない」「返品したい」などの返品したい、安易な考え方が目立ちます。契約・購入する前に、もう一度よく考えることが大切です。

代金を全額支払い、品物を受取ってしまつと、もう解約できません。また、化粧品などの消耗品は手をつけてしまつと、解約できなくなる場合が多いので注意しましょう。
◆つぎの点に注意しましょう◆
▽セールスマンの身元や購入条件などによく確かめましょう。
▽申込みや契約をしたときは、価格・支払い方法など購入条件を明らかにする書面を受取りましょう。
▽解約できることを告げられた日から4日以内であれば、無条件で解約できます(クーリング・オフ制度)。
この場合、内容証明郵便を利用すると、後日トラブルが生じた場合に役立ちます。

税に強くなろう

パート収入と税金

奥さんがパートで働かれたり、家で内職されたりしている場合、所得が一定額を超えたとご主人の所得から配偶者控除が受けられなくなり、奥さん自身に所得税・住民税ともにかかると、税金がかかると身にしみます。

▽年間所得の算出方法は
(1)パートの場合：年間給与収入が15万円までは、給与所得控除額(必要経費)一律50万円を差引いた金額
(2)内職されている場合(事業所得)：内職による収入金額から、その収入を得るために要した経費を差引いた金額

地域児童文庫をご利用下さい

中央公民館では、昨年から「地域児童文庫」に対する図書貸出し制度を実施しています。これは、中央公民館の図書室を距離的・時間的に利用しにくい地域の児童・生徒のために、一定期間図書地域に貸出するものです。要領はつぎのとおりです。どうぞご利用ください。

▷対象 市内の隣組、自治会および団地(マンションを含む)などに居住し、その地域内の誰でもが使用できる3平方メートル以上の部を有する方

▷貸出し期間 2か月間
(ただし、毎年9月30日と3月31日には貸出し図書を全部返却のこと)

▷貸出し冊数 1回につき100冊

▷申込み方法 代表者(借受け責任者)が中央公民館にある「地域児童文庫図書貸出し申請書」に必要事項を記入のうえ、中央公民館へ提出してください。

▷お問い合わせ 中央公民館 零九三二-3166

あなたも撮ってみませんか

郵便局では、つぎの要領で作品を募集しています。ふるってご応募ください。

▷テーマ 簡易保険資金融資施設を題材とした明るい作品(融資施設は郵便局でおたずねください)

▷サイズ カラーはスライド35ミリ以上
白黒は4ツ切、それぞれ5点以内
(単写真・組写真のいずれでもかまいませんが、組写真は3点以内)

▷期間 6月30日(金)までに郵便局保険関係窓口

▷お問い合わせ 向日町郵便局保険課 零九二一-0044